

## 社会福祉法人 名東福祉会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人名東福祉会（以下「当法人」という）定款第 9 条及び第 23 条及び評議員選任・解任委員会運営細則第 5 条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

### (報酬等の算定方法)

第 3 条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 1 に定める額を支給する。
- (2) 職務の為に出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (当法人職員給与との併給)

第 4 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員等については、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等の支給については、次の各号のいずれかとする。

- (1) 報酬については、毎月 25 日とし、当日が土・日曜日に当たるときは、その日前で最も近い土・日曜日でない日とする。
- (2) 当該会議に出席した都度支給するものとする。

### (公表)

第 6 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第 7 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補足)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

役職	報酬(上限日額)	報酬(上限月額)	当該会議等報酬
評議員	10,000円	50,000円	10,000円
評議員選任・解任 委員会委員			10,000円
理事長	10,000円	100,000円	10,000円
理事	10,000円	50,000円	10,000円
監事	10,000円	50,000円	10,000円